

## 規制の事前評価書要旨

【別紙5-3】

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	木質バイオマス温水ボイラーの普及促進のための規制緩和
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	労働基準局安全衛生部
評価実施時期	令和3年10月
規制の目的、内容及び必要性	<p>規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり※、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制(欧州や米国等)及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置するとされた。</p> <p>当該規制改革実施計画に基づき、専門家による委員会を開催し、木質バイオマス温水ボイラーに係る危険性の評価等を行った結果、一定の木質バイオマス温水ボイラー(100℃以下で使用される一定規模以下のもの等)については、現行規制における簡易ボイラー【注:譲渡等に際し第三者機関の検査等が不要なボイラー。ただし、大臣の定める構造規格を具備する必要あり。】以下の危険性と評価され、当該木質バイオマス温水ボイラーを簡易ボイラーとして取り扱うことが可能との結論を得た。</p> <p>このため、当該木質バイオマス温水ボイラーを、新たに、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号の「ボイラー」から除外し、簡易ボイラーとして位置付けるほか、所要の改正を行う。</p> <p>本改正は、当該木質バイオマス温水ボイラーを新たに簡易ボイラーとして取り扱うことで、第三者機関による検査・検定や、取扱いに必要な資格等が不要になることから、規制緩和に該当するものである。これを実施しない場合には、上記の検査・検定や資格等の有無による取扱い制限等が事業者の負担となり、本改正を行った場合と比較して、木質バイオマス温水ボイラーの普及が限定的となることが懸念される。</p>
直接的な費用の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規制により、事業者等に新たに発生する費用はない。</li> <li>・国において、本規制緩和に伴う費用、人員等の増減はない※。</li> </ul> <p>※本規制緩和の対象となる一定の木質バイオマス温水ボイラーは、譲渡等に際して構造規格を具備する必要がある(法第42条)が、法第42条違反の機械等には、都道府県労働局及び本省間での通報制度に基づき、製造者に改修・改善等の必要な措置を指導する等の仕組みが既に構築されている。既存の行政手法の活用であることから新たな行政費用の増加には繋がらないと考える。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>一定の木質バイオマス温水ボイラーを簡易ボイラーに位置付けることで、従前必要とされていた第三者機関による検査・検定や取扱いに必要な資格等が不要となり、検査・検定を受けるための手続や費用に係る負担等が軽減される。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。

費用と効果(便益)の把握	本規制緩和により、事業者に新たに発生する費用はなく、国においても本規制緩和に伴う費用・人員等の増減はないことに加え、事業者における検査・検定を受けるための手続や費用に係る負担等が軽減され、費用対効果の面からも正当であると判断する。
代替案との比較	一定の木質バイオマス温水ボイラーを簡易ボイラーに位置付ける本規制緩和の便益は、従前必要とされていた第三者機関による検査・検定や取扱いに必要な資格が不要になることで生ずる事業者の負担軽減である。代替案として、当該木質バイオマス温水ボイラーには一切の規制をかけないこととし、構造規格の具備も求めないことが考えられる。このようにすれば、構造規格を具備する必要がなくなるが、当該規格を具備することは安全性の担保のために不可欠なものであり、製造コスト削減のために当該規格具備を不要とすることは正当化できない。なお、既存の木質バイオマス温水ボイラーの多くは輸入品であり、欧州規格に基づき製造されているところ、当該規格具備のため新たな負担が生じることも想定されない。また、本規制緩和により行政費用の増減はなく、行政費用の観点からも代替案(規制廃止)を採用する理由はない。以上から、採用案によることが妥当である。
その他の関連事項	本規制緩和の検討を行った委員会には、木質バイオマス温水ボイラーの業界団体である日本木質バイオマスエネルギー協会からの推薦も踏まえ、学識経験者等のボイラーの安全に係る専門家(欧州圧力機器指令等海外における規制にも詳しい者を含む。)のほか、木質バイオマス温水ボイラーの製造・輸入事業者及び使用事業者からも委員として参加いただいている。本規制緩和は、当該委員会の検討結果に基づくものであり、妥当であると判断している。
事後評価の実施時期等	木質バイオマス温水ボイラーに係る労働災害が多発した場合等に見直しを行う。 なお、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、当該見直しが行われない場合は、最長でも5年以内に事後評価を実施する。